

盛岡広域振興局長告示第44号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、雫石町土地改良区（岩手郡雫石町）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成24年4月17日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

理事

深谷政光 岩手郡雫石町長山松木42番地56